

等級等ごとの職員数の公表について(平成30年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定により、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

①行政職給料表(1) 一般行政職

(人)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職名	職員数	うち再任用
1級	1 主事又は技師の職務(1級の職務において、大学卒は1年、短大卒は3年、高校卒は5年又は中学卒は8年の経験を必要とする。) 2 主事補、技師補又は保育士の職務	技師補		
		主事補	6	
		技師	1	
		主事	2	
		保育士		
2級	主事、技師又は保育士の職務で、1級の職務において、大学卒は4年、短大卒は6年、高校卒は8年又は中学卒は11年の経験を必要とする職務	技師		
		主事	3	
		保育士	1	
3級	1 係長の職務 2 特に高度な知識又は経験を必要とする主任又は主任保育士の職務で、2級の職務において4年の経験を必要とする職務	係長	3	
		主任	6	
		主任保育士		
4級	1 課長の職務 2 議事事務局長、農業委員会事務局長、教育委員会次長、所長、主幹又は係長の職務で、3級の職務において6年の経験を必要とする職務 3 極めて高度な知識又は経験を必要とする主任保育士の職務で、3級の職務において10年の経験を必要とする職務	課長		
		事務局長		
		次長		
		所長		
		主幹		
		係長	6	
		主任保育士	1	
5級	課長、議事事務局長、農業委員会事務局長、教育委員会次長、所長又は主幹の職務で、4級の職務において4年の経験を必要とする職務	課長	6	
		事務局長	1	
		次長	1	
		所長		
		主幹	2	
6級	課長、議事事務局長、教育委員会次長又は保育所長の職務で、5級の職務において8年の経験を必要とする職務	課長	1	
		事務局長		
		保育所長		
		計	40	